

A - 13 トマト加工品

A - 13 トマト加工品の表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、トマト加工品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「トマト加工品」とは、トマトピューレー、トマトペースト、トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料、トマトケチャップ、トマトソース、トマトミックスソース、チリソース、固形トマト、その他トマトを主原料とした食品(製品に占めるトマトの割合が全重量の51パーセント以上のものをいう。)をいう。</p> <p>(1) この規約で「トマトピューレー」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24パーセント未満のもの</p> <p>イ アにトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24パーセント未満のもの</p> <p>(2) この規約で「トマトペースト」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24パーセント以上のもの</p> <p>イ アにトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24パーセント以上のもの</p> <p>(3) この規約で「トマトジュース」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去したもの(以下「トマトの搾汁」という。)又はこれに食塩を加えたもの</p> <p>イ 濃縮トマトを希釈して搾汁の状態に戻したもの又はこれに食塩を加えたもの</p> <p>(4) この規約で「トマトミックスジュース」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア トマトジュースを主原料とし、これにセルリー、にんじんその他の野菜類を破碎して搾汁したもの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを加えたもの</p> <p>イ トマトジュースを主原料とするもので、アに食塩、香辛料、砂糖類、酸味料又は調味料(アミノ酸等)等(着色料を除く。)を加えたもの</p> <p>(5) この規約で「トマト果汁飲料」とは、次に掲げるもののうち、トマトの搾汁が50パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア トマトの搾汁を希釈したもの</p> <p>イ 濃縮トマトを希釈してトマトの搾汁を希釈した状態となるもの</p> <p>ウ ア又はイに食塩、砂糖類又は香辛料等を加えたもの</p> <p>(6) この規約で「トマトケチャップ」とは、次に掲げ</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第1項の「トマト」とは、トマト(<i>Lycopersicon esculentum</i> P.Mill)の果実をいう。</p> <p>2 規約第2条第1項の「濃縮トマト」とは、トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去した後濃縮したもの(粉末状及び固形状のものを除く。)で、無塩可溶性固形分が8パーセント以上のものをいう。</p> <p>3 規約第2条第1項第3号アのトマトジュースは、無塩可溶性固形分が4パーセント以上のものをいい、同号イのトマトジュースは、無塩可溶性固形分が4パーセント以上8パーセント未満のものをいう。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則																
<p>るもので可溶性固形分が2.5パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマトに食塩、香辛料、食酢、砂糖類及びたまねぎ又はにんにくを加えて調味したもの</p> <p>イ アに酸味料、調味料（アミノ酸等）又は糊料等（着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(7) この規約で「トマトソース」とは、次に掲げるもので可溶性固形分が9パーセント以上2.5パーセント未満のものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもの</p> <p>イ アに食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料、調味料（アミノ酸等）又は糊料等（着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(8) この規約で「トマトミックスソース」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したものであって、第7号のアに該当しないもの</p> <p>イ 第7号のア又は第8号のアに食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、果実、畜肉、魚肉又はこれらの加工品を加え、酸味料、調味料（アミノ酸等）、糊料等を加えたものであって、第7号のイに該当しないもの</p> <p>(9) この規約で「チリソース」とは、次に掲げるもので、可溶性固形分が2.5パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア トマトを刻み、又は粗く砕き、種子の大部分を残したまま皮を除去した後濃縮したもの（固形状のものを除く。）に食塩、香辛料、食酢及び砂糖類を加えて調味したもの</p> <p>イ アにたまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類、酸味料、調味料（アミノ酸等）又はカルシウム塩等（着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(10) この規約で「固形トマト」とは、全形若しくは2つ割り等の形状のトマトに充てん液を加え、又は加えないで加熱殺菌したものをいう。</p>	<p>4 規約第2条第1項第10号の「全形若しくは2つ割り等の形状」及び「充てん液」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 形状</p> <table border="1" data-bbox="799 1491 1417 1910"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全形</td> <td>果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のもの</td> </tr> <tr> <td>2つ割り</td> <td>全形をほぼ2分の1に切断したもの</td> </tr> <tr> <td>4つ割り</td> <td>全形をほぼ4分の1に切断したもの</td> </tr> <tr> <td>輪切り</td> <td>全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のもの</td> </tr> <tr> <td>くさび形</td> <td>全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のもの</td> </tr> <tr> <td>立方形</td> <td>全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のもの</td> </tr> <tr> <td>不定形</td> <td>全形を不定形に破碎したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 充てん液</p> <p>ア トマトジュース、トマトピューレー又はトマトペースト若しくはこれにセルリー、ピーマン、たまねぎ等の野菜類を細切りしたもの（野菜類の搾汁を</p>	用語	定義	全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のもの	2つ割り	全形をほぼ2分の1に切断したもの	4つ割り	全形をほぼ4分の1に切断したもの	輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のもの	くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のもの	立方形	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のもの	不定形	全形を不定形に破碎したもの
用語	定義																
全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のもの																
2つ割り	全形をほぼ2分の1に切断したもの																
4つ割り	全形をほぼ4分の1に切断したもの																
輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のもの																
くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のもの																
立方形	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のもの																
不定形	全形を不定形に破碎したもの																

公正競争規約	公正競争規約施行規則				
<p>(11) この規約で「その他のトマトを主原料とした食品」とは、全国トマト加工品業公正取引協議会の承認を得たものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、トマト加工品を製造し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又はトマト加工品の製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業を行う者をいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するトマト加工品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（必要な表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、トマト加工品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、トマト加工品の容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p>	<p>含む。)を加えたもの</p> <p>イ 水</p> <p>ウ ア又はイに食塩、砂糖類、香辛料等（着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>（必要な表示事項の表示基準）</p> <p>第2条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示するものとする。ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律により、表示の方法について基準が定められているものについては、当該基準により表示する。</p> <table border="1" data-bbox="794 1429 1455 2020"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="794 1429 1455 1460">表示基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="794 1460 874 2020">名称</td> <td data-bbox="874 1460 1455 2020"> <p>容器又は包装のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1) トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」</p> <p>(2) トマトペーストにあつては「トマトペースト」</p> <p>(3) トマトジュースにあつては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあつては「トマトジュース（濃縮トマト還元）」</p> <p>(4) トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」</p> <p>(5) トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」</p> <p>(6) トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」</p> <p>(7) トマトソースにあつては「トマトソース」</p> <p>(8) トマトミックスソースにあつては「トマトミックスソース」</p> </td> </tr> </tbody> </table>	表示基準		名称	<p>容器又は包装のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1) トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」</p> <p>(2) トマトペーストにあつては「トマトペースト」</p> <p>(3) トマトジュースにあつては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあつては「トマトジュース（濃縮トマト還元）」</p> <p>(4) トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」</p> <p>(5) トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」</p> <p>(6) トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」</p> <p>(7) トマトソースにあつては「トマトソース」</p> <p>(8) トマトミックスソースにあつては「トマトミックスソース」</p>
表示基準					
名称	<p>容器又は包装のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1) トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」</p> <p>(2) トマトペーストにあつては「トマトペースト」</p> <p>(3) トマトジュースにあつては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあつては「トマトジュース（濃縮トマト還元）」</p> <p>(4) トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」</p> <p>(5) トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」</p> <p>(6) トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」</p> <p>(7) トマトソースにあつては「トマトソース」</p> <p>(8) トマトミックスソースにあつては「トマトミックスソース」</p>				

公正競争規約	公正競争規約施行規則	
	名称	<p>(9) チリソースにあつては「チリソース」</p> <p>(10) 固形トマトのうち充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトジュースを加えたものにあつては「トマト・ジュースづけ」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトピューレーを加えたものにあつては「トマト・ピューレーづけ」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトペーストを加えたものにあつては「トマト・ペーストづけ」</p> <p>固形トマトのうち充てん液として水を加えたものにあつては「トマト・水煮」</p> <p>固形トマトであつてセルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあつては品名の次にかっこを付してそれぞれ「野菜入り」又「皮付き」と表示する。</p>
(2) 固形トマトにあつては、形状	形状	<p>(1) 固形トマトについて表示する。</p> <p>(2) 「形状」の文字のあとに、次に定めるところによりそれぞれ表示する。全形にあつては「全形」と、2つ割りにあつては「2つ割り」と、4つ割りにあつては「4つ割り」と、立方形にあつては「立方形」と、輪切りにあつては「輪切り」と、くさび形にあつては「くさび形」と、不定形にあつては「不定形」と、その他のものにあつてはその形状を最もよく表わす用語をもって表示する。</p>
(3) 業務用のトマトピューレー及びトマトペーストにあつては、無塩可溶性固形分	無塩可溶性固形分	<p>(1) 業務用のトマトピューレー及びトマトペーストについて表示する。</p> <p>(2) 「無塩可溶性固形分」の文字のあとにパーセントの単位で単位を明記して整数(小数は切り捨てる。)で表示する。</p>
(4) 原材料名	原材料名	<p>「原材料名」の文字のあとに(1)から(3)までの区分により、使用した原材料に占める重量の多いもの順に次に定めるところにより表示する。</p> <p>(1) トマト、トマトジュース、トマトピューレー及びトマトペーストは、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア トマト果汁飲料以外のトマト加工品にあつては、トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と記載すること。ただし、トマトミックスジュースにあつては、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースは、「トマトジュース(濃縮トマト還元)」と記載すること。</p> <p>イ トマト果汁飲料にあつては、「トマトジュース」、「トマトピューレー」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、トマトピューレー及びトマトペーストにあつては「濃縮トマト」と記載することができる。</p> <p>(2) トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト及び食品添加物以外の原材料は、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア トマトミックスジュースにあつては、野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものは、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に「セルリー」、「セルリー(濃縮還元)」、「にんじ</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則	
(5) 内容量	原 材 料 名	<p>ん」、「パセリ(粉末還元)」等と記載すること。 イ 食酢にあつては、「醸造酢」又は「合成酢」と表示する。</p> <p>ウ 砂糖類は、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</p> <p>使用した砂糖類が2種類以上の場合、上記の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもって原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、これらの場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</p> <p>エ (1)及び(2)に規定するもの以外のものにあつては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。</p> <p>(3) 食品添加物は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</p>
	内 容 量	<p>(1) 「内容量」の文字のあとに、内容重量又は内容体積を表示するものとし、内容重量はグラムまたはキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して表示する。ただし、単位価格表示の実施に関し、用いるべき単位が公的に示されている品目にあつては、その単位によって表示する。</p> <p>(2) 固形トマトのうち充てん液を加えたものにあつては、「内容量」にかえて「固形量」及び「内容総量」を表示することとし、「固形量」及び「内容総量」の文字のあとにそれぞれグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p>
	賞 味 期 限	<p>賞味期限を表示する場合には、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(1) 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p style="text-align: right;">ア 平成16年4月1日 イ 16.4.1 ウ 2004.4.1</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則	
	賞味期限	工 04.4.1 オ 160401 カ 040401 (2) 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。 ただし、(1)に定めるところにより、記載することを妨げない。 (ア) 平成16年4月 (イ) 16.4 (ウ) 2004.4 (エ) 04.4 (オ) 1604 (カ) 0404
(7) 保存方法	保存方法	製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。
(8) トマト加工品においてその使用上特に注意しなければならない事項がある場合にあっては、使用上の注意	使用上の注意	使用上の注意は、トマト加工品の種類に応じて、次の例により表示すること。 (1) 飲み残しは、ガラス製又は陶磁製の容器に移しかえてふたをし、冷蔵庫に保存し、翌日中にお飲み下さい(トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料)。 (2) 開せん後は口部を清潔にし、ふたをしっかりと閉めて冷蔵庫に保存の上、なるべくお早めにお使い下さい(トマトソース、トマトケチャップ、トマトミックスソース、チリソース)。 (3) 召し上がるときはよく冷やし、よくふってから開かんして下さい(トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料)。 (4) 開かん後はすぐお飲み下さい(トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料)。 (5) 一度開せんしたら変質しやすいので、なるべくお早めに使い切るようにして下さい(トマトピューレー、トマトペースト、固形トマト)。 (6) 内面塗料かんを使用していないものにあつては、「使用上の注意」の文字の後に「このかんは内面塗料かんではありませんので、飲み残しはガラス製又は陶磁製の容器に移してからふたをして下さい。」と8ポイント活字以上の大きさの文字で明りょうに表示する。
(9) 輸入品にあつては、原産国名	原産国名	輸入品にあつては原産国名を記載すること。
(10) 製造者等の氏名又は名称及び住所	製造者等の氏名又	(1) 「製造者」の文字のあとに製造者の氏名(法人にあつてはその名称)及び住所(法人にあつては本社の所在地)並びに製造所の所在地を表示する。ただし、製造所の所在地の代わりにあらかじめ厚生大臣に届け出た製造所固有の記号(以下「固有記号」という。)を製造者の氏名に近接した箇所に表示することができる。 (2) 製造者の氏名及び住所の代わりに販売者の氏名(法人にあつてはその名称)及び住所をもって

公正競争規約	公正競争規約施行規則	
<p>2 事業者は、施行規則に定めるところにより、トマト加工品の容器又は包装に、次に掲げる事項を、商品名の表示と同一視野内に入る場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) トマトピューレー及びトマトペーストにあっては、トマトの搾汁を濃縮した度合い</p> <p>(2) 濃縮トマトを原料としたトマトジュースにあっては、濃縮トマトを使用している旨</p> <p>(3) トマト果汁飲料にあっては、トマト果汁の含有率</p> <p>(特定事項の表示基準) 第4条 トマトミックスジュースに野菜ジュース等と表示する場合は、トマトが主原料である旨を、施行規則に定めるところにより明瞭に表示しなければならない。</p>	<p>は 名 称 及 び 住 所</p>	<p>表示する場合は「販売者」の文字のあとに販売者の氏名及び住所並びに固有記号を販売者の氏名に近接した箇所に表示する。</p> <p>(3) かん詰にあっては、固有記号をかんぶたに表示することができる。</p> <p>(4) 輸入品にあっては、「輸入者」の文字のあとに輸入者の氏名（法人にあってはその名称）及び住所を表示する。</p>
	<p>2 規約第3条第1項第1号から第10号までに掲げる事項の表示は、容器又は包装の見やすい場所に次により表示する。</p> <p>(1) 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>(2) 表示に用いる文字は、8ポイント活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150cm<sup>2</sup>以下のものにあつては、5.5ポイント活字以上の大きさとする事ができる。</p> <p>3 規約第3条第2項第3号の「トマト果汁飲料」のトマト果汁含有率については、過去1年間の当該商品の生産数量及びその原料として使用した品目別内訳数量に関する使用明細の資料の提出を求め、商品の生産数量と使用原料の対比によりこれを判定するものとする。</p> <p>更に、事業者の工場において原料の仕入れ、製品の製造及び出荷に関する帳簿等を調査するものとする。</p> <p>4 規約第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の表示は次に定めるところにより表示しなければならない。</p>	
	<p>濃縮した度合い</p> <p>濃縮トマトを使用している旨</p> <p>トマト果汁の含有率</p>	<p>(1) 業務用を除く、トマトピューレー及びトマトペーストについて表示する。</p> <p>(2) 濃縮度合は「トマトを裏ごししておよそ3倍に濃縮してあります。」等と表示しなければならない。</p> <p>(1) トマトジュースについて表示する。</p> <p>(2) 「濃縮トマト還元」の文言を14ポイント活字以上の大きさの文字で各商品名に併記する。ただし外面が平滑でないびん容器の王冠に表示する場合には、8ポイント活字以上の文字とすることができる。</p> <p>(1) トマト果汁飲料について表示する。</p> <p>(2) 含有率は、製品の総重量に対する重量百分率とし、10パーセント刻み(端数は切り捨てる。)で、商品名の表示と同一視野に入る場所に、14ポイント活字以上の大きさの文字で表示する。</p>
<p>(特定事項の表示基準) 第3条 規約第4条に規定するトマトが主原料である旨の表示は、「トマトミックスジュース」と14ポイント活字以上の大きさの文字で、野菜ジュース等の表示に併記すること。</p>		

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 事業者は、トマト加工品の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2条各号及び施行規則に定める定義に合致しない内容の製品について、それぞれそれらのものであるかのように誤認されるおそれがある表示</li> <li>(2) 成分又は原材料について事実と相違するか、実際のものより優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</li> <li>(3) 病気の予防等について効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</li> <li>(4) 客観的な根拠に基づかないで特級等の文言を使用することにより、当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であると誤認されるおそれがある表示</li> <li>(5) 受賞、推奨、推薦等の表示</li> <li>(6) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて過大な容器又は包装を用いること</li> <li>(7) 他の事業者の製品を中傷し又はひぼうする表示</li> <li>(8) 原産国について誤認されるおそれがある表示</li> <li>(9) その他製品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</li> </ol>	<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第4条 規約第5条各号の規定による不当表示の類型を例示すると次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 天然、自然、純粹、純正、ピュアー等の文言を表示すること。</li> <li>(2) 生、フレッシュ等の文言を表示すること。ただし、新鮮な生野菜、生果実から直接製品化したトマトジュース、トマトミックスジュースについて、原料の説明をする場合は差し支えない。</li> <li>(3) 不老長寿、疲労回復等の文言を表示すること。</li> <li>(4) 健康、美容、栄養等の文言を表示すること。ただし、トマトジュース、トマトミックスジュースについて、説明文中に使用することは差し支えない。</li> <li>(5) 100パーセント等の文言をトマトジュース、トマトミックスジュース以外に表示すること。</li> <li>(6) 新鮮な生野菜、生果実から直接製品化したトマトジュース、トマトミックスジュース以外のものについて、シーズンバック等と表示すること。</li> <li>(7) 特選、極上、最高級等の文言を表示すること。</li> <li>(8) 特級、標準その他等級を示す用語と紛らわしい用語を、トマト加工品の日本農林規格の規定により格付されたもの以外のものに表示すること。</li> <li>(9) 内容量が直接の容器の内容積の90パーセント未満のもの。</li> </ol>
<p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</li> <li>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</li> <li>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</li> <li>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</li> <li>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</li> <li>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</li> <li>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</li> <li>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</li> <li>(9) その他この規約の施行に関すること。</li> </ol>	
<p>(違反に対する調査)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、第3条から第5条に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 公正取引協議会に参加する事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</li> <li>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分することができる。</li> </ol>	
<p>(違反に対する措置)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項、本条第1項若しくは第2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分したときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第7条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について、施行規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。 ただし、第1条の規定は、平成18年1月3日までは、「不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項」とあるのは「不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条第1項」とする。</p> <p>2 第3条第1項第3号に掲げる規定に係る表示については、平成17年11月27日までは、なお従前の例によることができる。</p>	<p>公正競争規約施行規則</p> <p>附 則</p> <p>この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。 ただし、第2条第1項第3号に掲げる規定に係る表示については、平成17年11月27日までは、なお従前の例によることができる。</p>